

# (仮称)川越市地区街づくり推進条例(素案)策定の背景と経緯








## 1 背景

近年、市民のまちづくり活動への参加意識の高まりを受け、都市計画法の改正により「地区計画の申出制度」や「都市計画の提案制度」が創設されるなど、まちづくりにおける市民参加を促進するための環境が整備されてきました。

また本市では、平成12年に都市計画マスタープランを策定し、行政による総合的な施策の展開を進めていく一方で、住民参加のまちづくりに重点を置いて、将来都市像「豊かな自然と暮らしやすさを創造する 美しいまち 川越」の実現に向けて取り組んでいます。

将来都市像の実現に向けて、市民とともにまちづくりを進めていくためには、行政、市民、民間団体や事業者が、目指すべき将来都市像を共有し、個性的で魅力あるまちづくりを協働で進めていくための仕組みづくりが必要です。

## 2 経緯

1 川越市都市計画マスタープランの策定(H12) ～市の都市計画に関する基本的な方針(全体構想と地域別構想で構成)～ (1) 全体構想は、土地利用、道路・交通体系、水と緑のまちづくり、景観のまちづくり 安全安心のまちづくり、市街地整備の部門別の方針を定めている。 (2) 地域別構想は、全体構想で示された骨格を基に、地域の個性や特性を取り入れながら、まちづくりの内容をより具体化したもので、市役所・出張所管轄により11地区に区分し、それぞれの地区のまちづくりの課題、目標、方針を掲げている。	
2 庁内条例検討委員会を組織し、庁内意見取りまとめ(H19~H20)	
3 市長から川越市都市計画審議会に条例の検討を依頼(H20.8)	
4 川越市都市計画審議会からの提言(H21.8) 「(仮称)まちづくり条例」のあり方について(提言内容) (1) 地域の特徴を生かした柔軟性のあるルールづくり制度の創設 (2) 条例の実効性を高めるための仕組みづくり (3) 市街化調整区域におけるルールづくり推進のための条件整備 (4) 重点地区まちづくり制度の創設 (5) 小さな発意を育む、きめ細かく丁寧な支援や多様な市民が参加しやすい環境整備	
5 庁内条例検討委員会にて、庁内意見取りまとめ(H24)	
6 (仮称)川越市地域まちづくり推進条例に関する懇談会開催(計8回)	
7 庁内条例検討委員会にて、庁内意見取りまとめ(H25)	
8 パブリック・コメント手続き(H25.6)	